

2023
09
September



CLIENT



No.373

税務トピックス

- ・住宅リフォームで減税
～住宅特定改修特別税額控除について～

P1・2

弊法人からの連絡事項

- ・税額予測の見方について

P5・6

弊法人からの連絡事項

- ・「税額予測」をご利用ください
～9月30日（土）お申込み分まで無料です
（標準契約の場合）～

P3・4

医療トピックス

- ・補綴歯科専門医制度が
日本歯科専門医機構より正式認定されました

P7



住宅リフォームで減税 ～住宅特定改修特別税額控除について～

住宅に係る税額控除では、いわゆる住宅ローン控除（一定の条件のもとで住宅ローン等の年末残高の合計額に対して控除税額を計算するもの）がよく活用されていますが、**ローンを組まずに自己資金で住宅の改修工事をした場合にも、税額控除の恩恵が受けられる制度があります。** 工事内容は将来に備える側面が大きい「リフォームの投資型減税」とも呼ばれています。

| 対象工事 | 控除対象限度額 | 控除率 |
|--|------------------|-----|
| バリアフリー改修工事 | 200万円 | 10% |
| 省エネ改修工事 | 250万円 (350万円) | |
| 三世帯同居改修工事 | 250万円 | |
| 耐震改修工事又は 省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事 | 250万円 (350万円) | |
| 耐震改修工事及び 省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事 | 500万円 (600万円) | |

※詳細
「国税庁 確定申告書等作成コーナー」



※太陽光発電設備設置工事が含まれる場合、カッコ内の限度額を適用

■ 期間 **令和5年（2023年）12月31日までの間に居住**

■ 要件 共通の要件は表の通りです。

その他、個々の詳細は国税庁のHP(上記QRコード)をご確認ください。

| 番号 | 適用要件(共通) |
|----|---|
| 1 | 自己が所有する家屋について各改修工事をして、平成26年4月1日から令和5年12月31日までの間に自己の居住の用に供していること。 |
| 2 | 各改修工事の日から6か月以内に居住の用に供していること。 |
| 3 | この特別控除を受ける年分の合計所得金額が、3,000万円以下であること。 |
| 4 | 工事をした後の住宅の床面積(注)が50平方メートル以上であり、かつ、床面積の2分の1以上を専ら自己の居住の用に供していること。 |
| 5 | 2以上の住宅を所有している場合には、主として居住の用に供すると認められる住宅であること。 |
| 6 | 各改修工事に係る標準的な費用の額(その工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合はその額を控除した額)が50万円を超えるものであること。 |
| 7 | 工事費用の2分の1以上の額が自己の居住用部分の工事費用であること |

(注) この場合の床面積の判断基準につき注意点がいくつかあります。

■ **控除税額** 最大20～60万円
 ※控除しきれなかった場合でも繰越はできません。

■ **必要書類** 建物の登記事項証明書（法務局）、増改築等工事証明書（建築士等）等
 ※増改築等工事証明書は発行手数料がかかる場合があります。
 予めご依頼しておくとおスムーズかと思えます。



■ **注意点**

○ **診療所兼自宅の場合**

居住用部分の床面積及び工事費用が全体の1/2以上であれば対象になります。

○ **工事をした住宅が共有である場合**

共有持分で按分して控除額を計算します。
 所有者がそれぞれ確定申告を行って税額控除を受けることになります。

○ **バリアフリー改修工事での税額控除を検討される方**

改修工事を行う方が次のいずれかに該当している必要があります。1) 50歳以上、2) 介護保険法に規定する要介護または要支援の認定を受けている、3) 所得税法上の障害者である、4) 65歳以上の方または上記(2)もしくは(3)に該当する親族と同居を常況としている

○ **住宅ローン控除を受けている場合**

併用はできず、いずれか1つの選択適用となります。一度選択して確定申告書を提出した後は、選択替えはできません。適用せずに提出した場合も、原則として確定申告をやり直すことはできません。

○ **床面積の判断基準**

- ・ 診療所や事業所が併用になっている住宅の場合は、その部分も含めた建物全体の床面積によって判断します。
- ・ 夫婦や親子などで共有する住宅の場合は、床面積に共有持分を乗じて判断するのではなく、ほかの人の共有持分を含めた建物全体の床面積によって判断します。

固定資産税の減免は併用することができます

■ **期間 令和6年（2024年）3月31日まで**

- **控除税額** 耐震リフォーム : 固定資産税の2分の1
- バリアフリーおよび省エネリフォーム : 固定資産税の3分の1
- 長期優良住宅化リフォーム : 固定資産税の3分の2

< **注意点** >

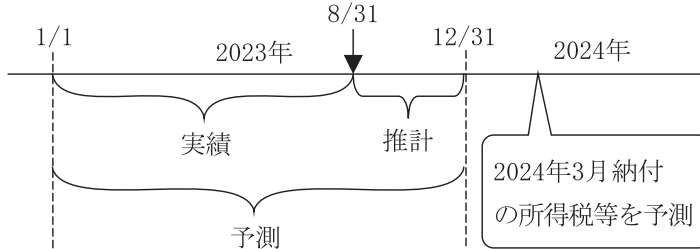
工事完了後3ヵ月以内に都道府県・市区町村へ届け出を行う必要があります。
 なお、併用する場合は増改築等工事証明書の提出先が異なるため、2部必要となります。

ご自宅のリフォームを検討中の方は、まずは対象の工事に該当するか？についてリフォーム業者等にご確認をお願いいたします。税額控除の対象となっている工事と確認いただきましたら、担当へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

「税額予測」をご利用ください ～9月30日（土）お申込み分まで無料です（標準契約の場合）～

毎年恒例の「税額予測」の時期となりました。

税額予測は、1月から8月までの実績を基に年間の医業収入・医業原価・医業経費を予測し、措置法26条の計算を加味して、所得控除・税額控除を差し引き、税額を予測するものです。



1. 対象

「税額予測」の対象は、開業2年目以降の個人医院・クリニックです。

※医療法人の税額予測は、各法人の決算の2ヶ月前に行います。（理事長個人は対象外です）

2. 費用

- (1) 標準契約で9月30日（土）までのお申込み：**無料**
 - (2) 標準契約で10月1日（日）～10月14日（土）までのお申込み：11,000円（税込）
 - (3) セルフマネジメント契約で10月14日（土）までのお申込み：11,000円（税込）
- ※10月15日以降は、税額予測のお申込みを受付け致しません。ご了承ください。

3. 申込方法

下記書類を期日までにお送りください。

- ①「税額予測」の申込書
- ②1月～8月までの月次資料

税額予測は、標準契約で9月30日（土）までに、①申込書をファックス、②月次資料を郵送いただいた場合に無料となります。お早めにご準備ください！

2023年の1ヶ月分の生活費として認識している金額をお知らせいただければ、その「生活費」と「医院・クリニックの収入」及び「先生の所得」とのバランスを確認できます。

2023年9月以降に収入、支出で大きな動きがある場合はお知らせください。（各種給付金を含む）

| 一般契約 | 9月30日まで | 無料 |
|------|--------------|---------|
| | 10月1日～10月14日 | 11,000円 |

セルフマネジメント契約 11,000円

4000 霞ヶ関歯科医院 御中

予測結果送付先 試算表送付の宛先にお送り致します。

◎ 生活費等（食費、自宅の賃借料、お子様の学費など、医院によったく関係のない支払）
希望の金額をお知らせいただければ、その生活費で「医院で自由に使える資金がどのくらい残るのか」を予測計算いたします。

1か月の生活費等 万円

◎ 9月以降に受け取る予定の給付金があればお知らせください。

・雇用調整助成金 ・その他助成金、給付金等

・オンライン資格確認関係補助金

入金予定額 万円

◎ その他、予測に関するご意見・ご希望・ご質問

日本クレアス税理士法人 医療事業部
〒100-6033 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング33F

FAX: 03-3593-3245 007060-00

4. 補助金・助成金について

2023年に、診療時間短縮による雇用調整助成金や物価高騰に伴う補助金、オンライン資格確認関係補助金、IT補助金などを申請されている医院・クリニックもございます。これらの補助金・助成金・給付金は事業所得となり、税金負担を繰り延べる圧縮記帳の検討をします。補助金の申請をした際は、まずはご一報ください。支給決定の通知が届きましたら、月次書類にご同封ください。

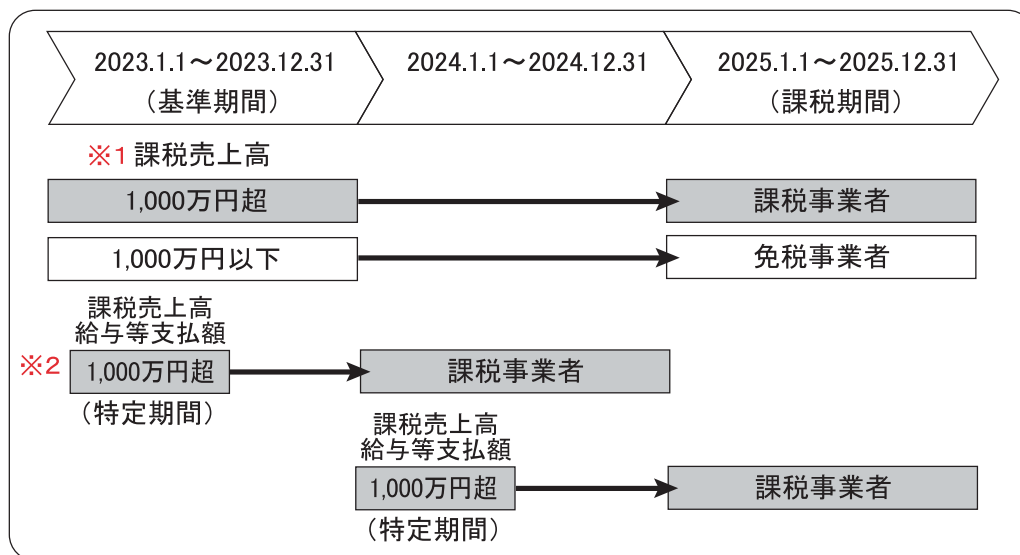
■ 支援金パターン例

| | |
|--------------------------------------|------------|
| IT補助金、ものづくり補助金、オンライン資格確認関係補助金など費用の補填 | 事業所得 |
| 雇用調整助成金など雇用を維持 | 事業所得 |
| 医院・クリニックの物価高騰に対する補助金 | 事業所得 |
| 家庭の物価高騰に対する補助金、歯科医師会からのお見舞金など個人への慰労金 | 個人（原則申告不要） |

5. 消費税の免税判定

個人医院・クリニックの消費税の免税判定は、2025年度の判定を2023年度の実績で行います。2025年度に免税となるためには、今年度（2023年度）の課税売上高が1,000万円以下でなければなりません。

○個人事業者の納税義務



※1 課税売上高は自費収入だけではなく、歯ブラシ等の販売収入や撤去冠等の金属代収入、事業用として使用している車の売却に関する下取り金額等も含まれますのでご注意ください。

アサヒプリテック メタルアカウントシステムを利用の場合
2023年中に

| | |
|----------------|----------------------|
| 換金した場合 | 売却価額は消費税の課税売上に含まれます。 |
| 換金せずに預入をただけの場合 | 消費税の課税売上には含まれません。※ |

※12月末に時価評価をした結果、評価益・評価損が発生すれば所得税の計算には影響します。

※2 上記で免税の条件を満たしていても、前年の1月から6月までの6か月間（特定期間）の課税売上高と給与等支払額が各1,000万円を超えた場合、翌年は課税事業者となります。

日本クリアス税理士法人 医療事業部 <税額予測に関するご相談は、お気軽に>

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

税額予測の見方について

税額予測の見方についてご案内いたします。
 税額予測を活用するメリットは以下の通りです。

- ✓ 経過した8か月間の実績を基に、収入・経費・所得等を予測し、利益目標への取り組みを
- ✓ 消費税について、2025年度の免税事業者になるかどうか把握できます。
- ✓ 所得税、住民税及び消費税等の予測納税額が把握できます。
- ✓ 納税資金のご準備（資金繰り）を考える余裕が生まれます。
- ✓ 設備投資を計画することができます。
- ✓ ふるさと納税の有効活用が検討できます

2023年度税額予測計算表 (8月実績)

4000 新宿歯科医院

| 9月からの予測額(1か月分) | | 年間合計(予測) |
|----------------|-----------|------------|
| ① 社保収入 | 1,475,560 | 17,706,722 |
| 国保収入 | 1,181,235 | 14,174,821 |
| 自費収入 | 917,020 | 11,004,240 |
| その他収入 | 29,275 | 351,301 |
| 収入合計 | 3,603,091 | 43,237,088 |
| ② 医業原価 | 538,741 | 6,464,892 |
| 医業経費 | 1,510,712 | 18,128,545 |
| 経費合計 | 2,049,453 | 24,593,437 |
| 所得 | 1,553,637 | 18,643,647 |
| 仮払税金 | 89,945 | 1,079,339 |
| ② 消費税課税売上高 | | 11,077,000 |

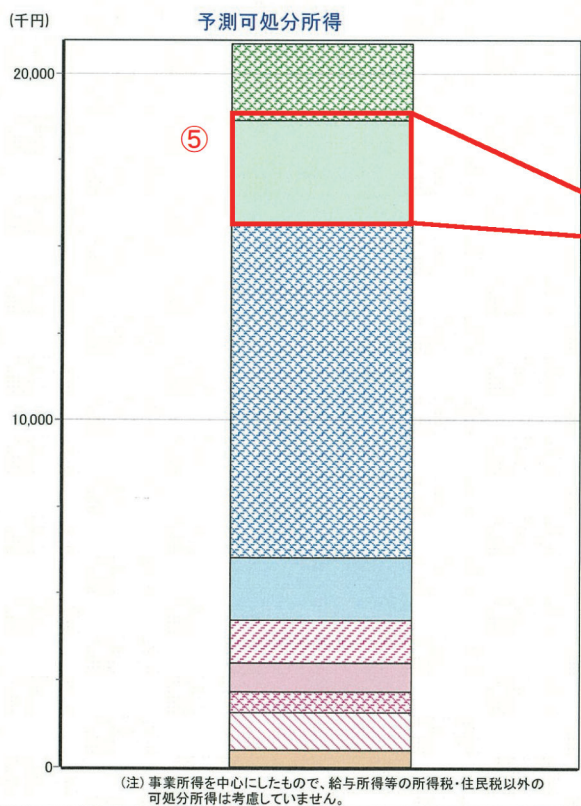
② 医業経費には専従者給与 3,000,000 円が含まれています。

| | |
|-------------------------|--------------|
| ③ 予測医業収入 | 43,237,088 円 |
| 予測医業経費 | 24,593,441 円 |
| 予測医業所得 | 18,643,647 円 |
| 青色申告特別控除 | 650,000 円 |
| ④ 措置法差額 | 2,804,898 円 |
| 事業所得金額 | 15,188,749 円 |
| 所得控除 | 3,150,000 円 |
| （医療費控除等を除き、昨年実績を採用） | |
| （住民税の所得控除は 2,820,000 円） | |
| 住宅借入金等特別控除 | 0 円 |
| （昨年実績を採用） | |

| | | |
|------------------|--------------|-----------------------------------|
| 課税所得金額 | 12,038,000 円 | （住民税の課税所得金額は |
| 住民税額 | 12,368,339 円 | × 10% - 調整額 2,500 円 + |
| 所得税額 | 12,038,000 円 | × 33% - 1,536,000 円 = |
| 復興特別所得税 | 2,436,540 円 | （所得税額 - 特別控除等 0 円）× 2.1% |
| 予測仮払税金 | 1,079,339 円 | + 他源泉所得税 0 円 = 源泉徴収税額 1,079,339 円 |
| 2024年4月の所得税の納付税額 | 2,436,540 円 | - 特別控除等 0 円 + 復興特別所得税 51,167 円 |

POINT ふるさと納税

所得税、住民税から控除を受けられる上限額があります。
 ご関心がございましたら、担当までお問い合わせください。



(注) 事業所得を中心としたもので、給与所得等の所得税・住民税以外の可処分所得は考慮していません。

| | |
|------------|-------------|
| 減価償却 | 2,220,000 円 |
| ⑤ 利用可能額 | 3,013,208 円 |
| 個人分 | 9,600,000 円 |
| 住宅ローン | 2,400,000 円 |
| 健康保険・国民年金等 | 2,400,000 円 |
| その他生活費等 | 4,800,000 円 |
| 事業借入金返済 | 1,800,000 円 |
| 住民税 | 1,239,300 円 |
| 納付税額 | 808,300 円 |
| 予定納税額 | 600,000 円 |
| 源泉徴収税 | 1,079,339 円 |
| 消費税 (中間含む) | 503,500 円 |

⑥ 予測納税額

| | |
|-----------------|-------------|
| 所得税 [復興特別所得税含む] | 808,300 円 |
| 住民税 | 1,239,300 円 |
| 消費税 | 503,500 円 |

◆税額予測の解説

- ① 1月～8月までの実額の収入と経費等の平均額から、1カ月当たりの予測額を載せています。この予測額よりも所得が大きくなった場合には、税額も予測より増えます。
- ② 1年間の消費税の課税売上高(予測)です。1,000万円を超える場合は、2025年が課税事業者になります。
- ③ 年間の収入、経費、所得の予測額です。
- ④ 措置法26条が適用になる場合は、ここに金額が表示されます。金額が大きいほど、税制上有利になります。
- ⑤ 利用可能額は、予測計算で算出された先生の所得から生活費を差し引いた金額です。
 は、生活費以外に使えるお金があることを意味します。
 は、生活費だけで他に使えるお金がないことを意味します。
- ⑥ 予測納税額は、来年3月以降に納める税額です。
 △(マイナス)の場合は、還付される金額です。

◆各種給付金の税額計算上の取り扱いについて

2023年に国や自治体から雇用調整助成金や物価高騰支援金などの給付金等を受け取り、事業の収入/経費を補填した場合は事業所得に含めて税額の計算をいたします。

税額予測に関するご質問は、担当までお問合わせください。
 日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3593-3237

見通せます。

12,368,000 円)

おける寄附金の税額控除は考慮外)
 均等割 5,000円＝ 1,239,300 円

4,436,540 円

＝ 51,167 円

円

| | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 源泉徴収税額 | 予定納税額 | 納付税額 |
| 1,079,339 円 | 600,000 円 | 808,300 円 |

※措置法26条：適用あり
 2025年分消費税予測 課税・免税

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

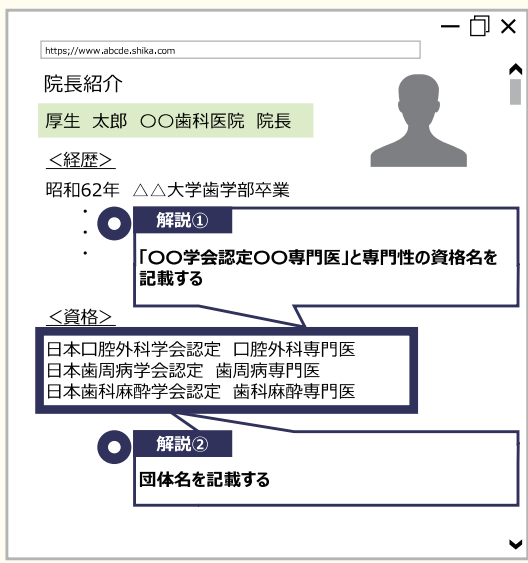
| | | | |
|---|---|---|---|
| 審 | 理 | 担 | 当 |
| | | | |

「補綴歯科専門医制度」が日本歯科専門医機構理事会で広告可能とされている歯科の専門領域として認定されました。2002年に広告規制の緩和により標榜が可能になった先行の5つの領域「口腔外科」「歯周病」「小児歯科」「歯科麻酔」「歯科放射線」に加えて、20年ぶりに新領域における専門医が誕生したことになります。

補綴歯科専門医の認定は、日本補綴歯科学会と日本顎咬合学会にて共同運用され、双方の理事会での承認後、日本歯科専門医機構の審査を経て承認されます。

「補綴歯科」というワードが一般的な言葉として認知されるような周知活動や、大学をはじめとする教育機関が不足している地域において、地域の歯科診療所を研修機関として認定することなどが検討されています。

■ 広告可能事項の記載について (厚生労働省「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書(第2版)」より抜粋)



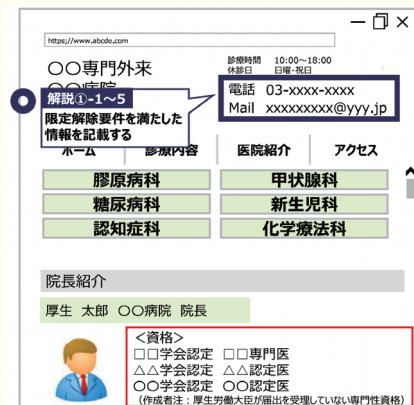
今後、歯科医師の専門性の資格名として補綴歯科専門医であることを医院のホームページなどに記載できるようになります。下記の2点については必ずご記載ください。

- ・専門性の資格名を記載する
- ・団体名を記載する

※「〇〇専門医」「〇〇学会認定 専門医」のように専門性を表す資格名のみ、または団体名のみでは広告に記載することができません。

※具体的に、いつから、どのような資格名にて記載が可能となるかは公表されていません。

右図のように、容易に照会できるように問い合わせ先(電話番号、Eメールアドレス等)を明示すれば、厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格として記載することができます。限定解除要件を満たせば現時点でも広告可能です。



広告開始時期や厚生労働省からの通知など詳細な情報に関して、2023年8月現在は未発表となります。今後、新しい情報が公開されましたら追ってお伝えします。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 373号

- 発行日：2023年9月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：https://ca-medical.jp
- お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階
電話(代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

- <国内> 東京/大阪/群馬/富山/千葉/宮崎
- 日本クレアス税理士法人
- 日本クレアス社会保険労務士法人
- 弁護士法人日本クレアス法律事務所
- 株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A
- 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
- 株式会社結い財産サポート
- 日本クレアス行政書士法人